山形県公立高等学校一般入学者選抜追検査Q&A

- Q1 本検査と追検査は同じ問題ですか。
- A1 本検査と追検査は別の問題です。
- Q2 「追検査の結果と本検査の結果は同等に扱う」とはどういうことですか。
- A2 本検査と追検査を区別することなく、いずれも「学力検査点」として扱います。
- Q3 追検査の受検者がいる場合は、定員の扱いはどうなりますか。
- A3 追検査の受検者がいる場合でも、定員の変更はありません。
- Q4 本検査実施日にインフルエンザ等に罹患し中学校の出席停止期間にある場合、追検 査を受検しなければならないのですか。
- A 4 本検査実施日がインフルエンザ等により中学校の出席停止期間であっても、本検査 を別室で受検することができます。体調を踏まえ本検査を受検するか、追検査を受検 するか前日までに判断し中学校に連絡してください。
- Q5 「真にやむを得ない理由」とはどのような場合ですか。
- A 5 様々なことが想定されるので、その全てをあげることはできませんが、次のような場合が考えられます。
 - (1) 受検者又は受検者が乗る車の交通事故
 - (2) 同居家族の不幸
 - (3) 受検会場に行く途中の転倒による骨折等
- Q6 「本検査を受検できないことを証明する書類」が準備できない場合とは、どのよう な場合ですか。
- A 6 様々なことが想定されるので、その全てをあげることはできませんが、次のような場合が考えられます。
 - (1) 受検者又は受検者が乗る車が交通事故にあった場合
 - (2) 親の危篤により病院に駆け付けた場合
- Q7 追検査の対象となるか否かの判断はだれが行いますか。
- A 7 在籍又は出身中学校長から志願先高等学校長に提出された、「追検査受検願」及び「医師の診断書又は本検査を受検できない理由を証明する書類」により、志願先高等学校長が判断します。
- Q8 本検査及び追検査のいずれも受検できなかった場合はどうなりますか。
- A8 選抜の対象から外れることになります。

- Q9 本検査の学力検査において、救急搬送等により一部の科目の受検ができなかった場合は、追検査では本検査で受検していない科目のみ受検することになりますか。
- A9 追検査を受検する場合は、5教科全て受検することになります。選抜に用いる学力 検査の成績も、全て追検査の成績を用います。
- Q10 適性検査実施校において、本検査の学力検査をインフルエンザ等により受検できないものの、本検査の適性検査を受検できる場合は、どのように対応したらいいですか。 A10 学力検査、適性検査のいずれも追検査を受検することになります。